

23-D-1709
2024年3月28日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン・フレームワーク評価結果を公表します。

ソニー銀行株式会社

グリーンローン・フレームワーク

新規

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1(F)

管理・運営・
透明性評価

m1(F)

発行体/借入人

ソニー銀行株式会社

評価対象

ソニー銀行株式会社
グリーンローン・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. ソニー銀行株式会社の概要

ソニー銀行株式会社は、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社等とソニーフィナンシャルグループ（ソニーFG）を形成するインターネット専門銀行。金融持株会社であるソニーフィナンシャルグループ株式会社が議決権の100%を有する。

開業当初の持株比率はソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）が80%、さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）等が20%であったが、2004年4月にソニー生命保険、ソニー損害保険とともにソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（2021年10月にソニーフィナンシャルグループに社名変更）の傘下に入った。2008年3月には三井住友銀行が保有していた株式がソニーフィナンシャルホールディングスに譲渡されたことにより同社の完全子会社となった。ソニーは2020年9月にソニーフィナンシャルホールディングスの株式を追加取得し、株式保有比率をそれまでの約65%から100%に引き上げて完全子会社とした。これに伴い東証一部に上場していたソニーフィナンシャルホールディングスの株式は上場廃止となっている。

ソニー銀行は、自立した個人の資産形成を支える「個人のための資産運用銀行」として、円貨及び外貨の個人預金、投資信託の販売、住宅ローンなどを手掛けている。主な収益源は、住宅ローンにかかる金利収入及び手数料収入と、外貨預金を原資とした有価証券などの運用からの収入である。

▶▶▶2. ソニー銀行の ESG 経営及び脱炭素に向けた取組

ソニー銀行は、個人のための資産運用銀行をコンセプトとして 2001 年 4 月に設立され、企業理念にある「資産運用ツールを提供する」、「IT 技術を最大限活用する」、「より有利な商品、よりよいサービスを提供する」を反映するような投資商品を提供している。

ソニー銀行では、ソニーFG で掲げている環境方針及びグループ共通の ESG 投資方針に則して責任ある機関投資家としての責務を果たし、持続可能な社会に貢献できるよう、取組を進めている。取組の一環としての ESG 投融資には、2030 年度までに 2,500 億円の残高目標（2023 年 3 月期末時点実績：541 億円）が定められている。グリーンローンにより調達された資金はグリーンボンドの取得資金及び取得資金のリファイナンスに充当されることとなっており、本フレームワークの活用により、ESG 投融資残高の増加及び投資家に対しての環境保全の取組の周知に貢献することが期待される。また、主たる事業に関連した取組として、省エネルギー性に優れた建物を対象とした住宅ローンを資金使途としたグリーンボンドを発行した実績も有する。

ソニー銀行では、経営企画部に広報・サステナビリティ推進室がサステナビリティの担当部署として設置されている。ソニーFG においてはソニーフィナンシャルグループ代表取締役社長 兼 CEO を委員長、執行役員をメンバーとするサステナビリティ委員会が設置されており、グループで取り組むべき事項について定期的に討議されている。ソニー銀行自体は外部の専門家の活用はないものの、必要に応じてソニーFG との連携を通じて取組を推進していくこととしている。

▶▶▶3. グリーンローン・フレームワークについて

今般の評価対象は、ソニー銀行がグリーンローンにより調達する資金を、環境改善効果を有する使途に限定するために定めたグリーンローン・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR では、本フレームワークが「グリーンローン原則¹」及び「グリーンローンガイドライン²」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

ソニー銀行は本フレームワークにおける資金使途を、あらかじめ定められた適格クライテリアを満たすグリーンボンドへの新規投資またはそのリファイナンスとしている。また、適格プロジェクトの充実に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果が期待されるものであると評価している。

¹ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"

<https://www.lsta.org/content/guidance-on-green-loan-principles-glp/>

² 環境省 「グリーンローンガイドライン 2022 年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

資金使途対象となるプロジェクトの選定プロセスについて、社内の専門部署や経営陣が適切に関与する体制となっており、資金管理についても適切に構築されており、かつ統制が働いている。また、資金充当状況及び環境改善効果に関するレポート項目が適切に定められている。以上より、JCRはソニー銀行における管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンローン評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンローン・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

目次

■評価フェーズ1：グリーン性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取組

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

I. 調達資金の用途
【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金用途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

ソニー銀行が本フレームワークで資金用途とした5項目は、いずれも環境改善効果が期待されるプロジェクトであると評価している。

資金用途にかかる本フレームワーク

グリーンローンで調達された資金は、資金用途の対象が以下の適格クライテリアのいずれかを満たすグリーンボンドの取得資金、もしくは当該資金のリファイナンスに充当する予定です。

適格グリーンプロジェクト	適格クライテリア
グリーンビルディング	下記①-⑤の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件 ① DBJ Green Building 認証における 5 つ星～3 つ星 ② CASBEE 認証における S ランク～B+ランク ③ BELS 認証（平成 28 年度基準）における 5 つ星～3 つ星 ④ LEED における Silver 以上 ⑤ BREEAM 認証における Outstanding～Excellent ランク
再生可能エネルギー	下記①-⑤に規定する再生可能エネルギーの発電に係る投資・開発・建設・管理・運営保守 ① 太陽光 ② 風力 ③ 地熱 ④ バイオマス（持続可能な原料及び/又は廃棄物に限る） ⑤ 小水力（発電能力が 25MW 以下のもの）
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	FSC/PEFC 認証が付与された植林事業に係る植林・投資・管理・運営保守・研究開発

持続可能な水資源 及び排水管理	下記①-④の上下水道事業に係る投資・開発・建設・管理・運営保守 ① 上水道関連施設 ② 下水道関連施設 ③ 関連設備 ④ 関連パイプライン
汚染防止及び抑制	マグネシウムリサイクル製錬事業に係る投資・研究開発・設備投資

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について

(1) 資金使途 1：グリーンビルディング

資金使途 1 は、環境認証を取得済みもしくは今後取得予定の物件及び適格クライテリアを充足する環境認証の取得が当該改修によって初めて可能となる物件を対象としており、いずれの資金使途についても環境改善効果が見込まれる。本資金使途は「グリーンローン原則」における「地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング³」、「グリーンローンガイドライン」に例示される資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

ソニー銀行は本フレームワークにおいて、グリーンビルディングの物件選定における適格クライテリアについて、DBJ Green Building 認証、CASBEE 認証、BELS、LEED、BREEAM のいずれかにおける上位 3 ランクの取得を要件としている。各認証の詳細は後述のとおりであるが、いずれも地域、国または国際的に認知された環境認証である。

以上より、JCR は、適格クライテリアを充足する水準の認証を取得しているグリーンビルディングは、環境改善効果を有すると評価している。

DBJ Green Building 認証

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Energy & Resources（建物の環境性能）」、「Amenity（テナント利用者の快適性）」、「Resilience（危機に対する対応力）」、「Community & Diversity（多様性・周辺環境への配慮）」、「Partnership（ステークホルダーとの連携）」の 5 つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ 5 つ星（国内トップクラスの卓越した）、4 つ星（極めて優れた）、3 つ星（非常に優れた）、2 つ星（優れた）、1 つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCR は本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証」に

³ 日本証券業協会「グリーンボンド原則 2021 グリーンボンド発行に関する自主的ガイドライン 2021 年 6 月（2022 年 6 月付録）改訂」
https://www.jsda.or.jp/sdgs/files/Japanese_GBP202106.pdf

相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境及び社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている。さらに、3つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10%（5つ星）、上位 30%（4つ星）、上位 60%（3つ星）の集合体を対象としている。したがって、今般、ソニー銀行が適格クライテリアとして定めた 3つ星以上の建物は、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると JCR は評価している。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ ランク（良い）、B- ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階（CASBEE-不動産は S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

CASBEE-不動産は、CASBEE における建物の環境評価の結果が、不動産評価の際に活用されることを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、1.エネルギー／温暖化ガス、2.水、3.資源利用／安全、4.生物多様性／敷地、5.屋内環境の 5 つである。評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目 5 項目、加点項目 16 項目とし、満点時に 100 点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

今般、ソニー銀行が適格クライテリアとして定めた CASBEE 認証で B+ ランク以上の建物は、CASBEE-建築（新築）においては BEE が 1.0 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+ 相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は星の数で表され、BEI（Building Energy Index）によって1つから5つにランク分けされる。BEIは、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。1つ星は既存の省エネ基準、2つ星は省エネ基準を満たしている。

今般、ソニー銀行が適格クライテリアとして定めた、BELSにおける3つ星以上の建物は、省エネ性能（非住宅：BEI値0.8以下）を有することになり、資金使途として適切であるとJCRは考えている。

LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEEDとは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEEDは、Leadership in Energy and Environment Designの頭文字をとったものであり、1996年に草案が公表され、数年間に1度アップデートが行われている。認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の6種類がある。

認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80ポイント以上）、Gold（60～79ポイント）、Silver（50～59ポイント）、Certified（標準認証）（40～49ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。したがってソニー銀行が適格クライテリアとして定めたSilver以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

BREEAM（建築研究施設環境影響システム）

BREEAMとは、英国の建築研究所（BRE）が1990年に発表した建築物の科学的根拠に基づく建物の持続可能性を測定・認証するシステムである。評価項目はManagement（管理）、Health and Wellbeing（健康とウェルビーイング）、Energy（エネルギー）、Transport（輸送）、Water（水）、Materials（マテリアル）、Waste（廃棄物）、Land use（土地利用）and Ecology（エコロジー）、Pollution（公害）、Innovation（イノベーション）の10項目から構成されており、合計112点で評価が付与される。評価の結果、6段階のBREEAM Ratingが付与される。上から、Outstanding（85点以上）、Excellent（70点以上）、Very good（55点以上）、Good（45点以上）、Pass（30点以上）、Unclassified（30点未満）。今般ソニー銀行が本フレームワークで定めたExcellent以上は、70点以上の得点が必要であり、評価10項目について幅広い観点からの取りこぼしのない得点が求められる。したがって、ソニー銀行が適格クライテリアとして定めたVery Good以上は環境性能の高い建物を対象としていると評価される。

(2) 資金使途2：再生可能エネルギー

資金使途2は、太陽光・風力・地熱・バイオマス・小水力等の再生可能エネルギー発電の投資・開発・建設・管理・運営保守を対象としている。本資金使途は「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

再生可能エネルギーは、太陽光や風力その他の非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものであり、再生可能エネルギーの種類としては太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス等が挙げられる。再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガス（GHG）を排出しないことから、その導入を拡大することは、電力などエネルギー転換部門の地球温暖化対策に必要不可欠であると JCR は評価している。また、再生可能エネルギーは、各地域の自然環境に応じて生産できることから、地産地消が可能なエネルギーとしても重要性が高まっている。

2021年10月に閣議決定した「第6次エネルギー基本計画」においては、2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の46%削減（2013年度比）が標榜されている。その上で、同削減率50%も視野に入れた削減目標の実現（2021年4月表明）に向けて、S+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を大前提としつつ、再生可能エネルギーの主力電源化に向け最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしている。また、電源構成の観点では、日本における再生可能エネルギーの電力比率は、FIT制度の導入等を受けて、2011年度10.4%から2021年度には約20.3%まで上昇している。一方で、上述の目標達成に向けては、2030年時点の同比率につき36~38%まで引き上げる必要があり、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が求められる状況にある⁴。これらの点も踏まえれば、ソニー銀行グループの当該分野における取組の社会的重要性は大きいと考えられる。

ソニー銀行では、本フレームワークに基づくグリーンローンにより調達した資金の使途を、太陽光発電設備、風力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備、もしくは小水力発電設備を投資対象とするグリーンボンドの取得としている。なお、適格プロジェクトにて使用するバイオマス燃料は、持続可能性にかかる認証を取得したものを前提として検討を行う予定である。ソニー銀行は資金使途の対象候補であるグリーンボンドの適格クライテリアを参照した上で、本フレームワークのクライテリアを策定している。

いずれの投資案件においても、投資対象となるグリーンボンドの発行体による適格クライテリアとソニー銀行の適格クライテリアが整合的であること、そして環境及び社会に与えるネガティブな影響に関して確認した上で資金使途の対象とすることを確認している。

以上より、本資金使途は脱炭素社会の実現に資する取組であり、事業を行う際に環境・社会等に関する影響に配慮して適格プロジェクトを選定していることから、環境改善効果を有していると評価できる。

⁴ 資源エネルギー庁「今後の再生可能エネルギー政策について」
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/052_01_00.pdf

(3) 資金使途3：生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理

資金使途3は、植林事業のための支出又は投資である。本資金使途は「グリーンローン原則」における「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

森林は一般的に、地球温暖化防止、自然環境の保全、水源の涵養、生物多様性の保全などの多面的機能を有している。一方で、森林管理を怠り、森林伐採や開発が無秩序に行われれば、森林破壊が進んで山崩れや土石流など災害の原因となったり、エコシステムの破壊につながったりとリスクが顕在化する可能性がある。

適切な森林管理及び管理により伐採された木材の利用に関する認証として、FSC 認証制度⁵及びPEFC 認証制度⁶がある。これらの認証を取得した植林事業、もしくは認証を取得した森林から収穫される木材を利用した事業は、健全な森林づくりに寄与するものであると考えられる。

以上より、本資金使途は持続可能な森林・林業に向けた取組を推進することに寄与するため、環境改善効果を有していると評価できる。

(4) 資金使途4：持続可能な水資源及び排水管理

資金使途4は、上下水道事業に係る投資・開発等を対象としている。本資金使途は「グリーンローン原則」における「持続可能な水資源及び廃水管理」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「持続可能な水資源管理に関する事業」に該当する。

上水道インフラが未整備な状態にあることで、漏水、水質悪化がもたらされる恐れがあり、水資源の有効な活用の妨げとなる。上水道のネットワークを整えることにより、効率的な水の利用につながるだけでなく、土砂災害等水道周辺に発生しうる災害を防止・軽減する効果が期待される。一方で、下水道は十分な整備が行き届かないことで、上水道に係るリスクに加え、下水の流出による環境汚染・衛生環境の悪化が懸念される。下水道関連施設への投資により、これらのリスクを防止・軽減することが期待される。

以上より、本資金使途は持続可能な水資源に資することから、環境改善効果を有していると評価できる。

(5) 資金使途5：汚染の防止と管理

資金使途5は、マグネシウムリサイクル製錬事業に係る投資等を対象としている。本資金使途は「グリーンローン原則」における「汚染防止及び抑制」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

マグネシウムリサイクル製錬事業におけるリサイクルの手法としては、(1)尾鉱⁷からマグネシウム成分を抽出して電解製錬法により新地金を生産、(2)マグネシウムスクラップのリサイクルにより再生合金を生産一することが想定されている。ソニー銀行が資金使途の対象とするグリーンボンド

⁵ 認証団体：森林管理協議会（Forest Stewardship Council）

環境保全の点から見て適切で、社会的な利益に適い、経済も継続可能な、責任ある管理をされた森林からの木材やその製品に対する国際的な認証制度。世界中の様々な利害関係者に支持された、責任ある森林管理の原則と基準に基づく森林管理(FM)認証と、加工・流通過程を対象とした CoC 認証の2種類からなる。

⁶ 認証団体：緑の循環認証会議（Sustainable Green Ecosystem Council）

PEFC 認証制度は FSC 認証制度と同様に FM 認証と CoC 認証の2種類からなる制度。PEFC 認証制度は、欧米を中心として、各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。

⁷ 鉱物が残留する鉱石や土砂

におけるプロジェクトでは、鉱山の残渣からマグネシウムを抽出するため、廃棄物の再利用となり、かつ従来から存在するマグネシウムの製法に比べ、大幅に CO₂ 排出量を削減することができる点が環境改善効果を有すると考えられる。

2. 環境・社会に対する負の影響について

ソニー銀行は、グリーンローンで調達した資金を、本フレームワークの適格クライテリアを満たす資金用途を充当対象とするグリーンボンドの取得資金もしくは当該資金のリファイナンスとしている。取得対象となるグリーンボンドの資金用途の対象は、当該グリーンボンドの発行体によって環境改善効果及び環境・社会に与える負の影響について精査されており、ソニー銀行は発行体のリスク分析を参照した上で、取得可否について判断を行うこととしている。

以上より、JCR は、資金用途の対象となる全ての適格プロジェクトについて、環境・社会に対する負の影響が考慮され、適切な対応が行われていると評価している。

3. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9. 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び病気の件数を大幅に減少させる。



目標 6：安全な水とトイレを世界中に

ターゲット 6.1 2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
 ターゲット 6.2 2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
 ターゲット 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
 ターゲット 6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1. 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
 ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
 ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気質及び一般ならびにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。



目標 15：陸の豊かさを守ろう

ターゲット 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
 ターゲット 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
 ターゲット 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に進行。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本フレームワークに基づく資金調達を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に貸付人に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び経営陣が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

1. 目標

ソニー銀行の属するソニーFGは、多くの社会的課題が存在する中で、ソニーグループのサステナビリティの方向性、ソニーFGのビジョン・バリューとの親和性及び様々なステークホルダーの期待を踏まえ、「事業を通じた価値創造」と「経営の基盤としてのサステナビリティ領域」の2つのレイヤーで優先的に取り組む8つの重点施策を選定している。



図 2：ソニーFG 8つの重点施策⁸

⁸ 出典：ソニーFG ウェブサイトより JCR 作成

ソニー銀行がグリーンローンにより調達する資金を本フレームワークに定めた資金用途に充当することは、8つの重点施策のうち「気候変動問題への対応」及び「ESG投資の推進」に貢献するものと考えている。

JCRでは本フレームワークに基づくグリーンローンの実行は、ソニーFGが掲げる重点施策と整合的であると評価している。

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズIで記載の通りである。JCRはプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

対象となるプロジェクトを資金用途としてグリーンローンによる資金調達を行うことは、DX事業企画部の担当によって起案され、最終決裁者をDX事業企画部担当役員とする社内決裁によって承認いたします。具体的なプロジェクトは、当社の市場運用部が選定のうえ、選定した対象についてDX事業企画部が適格基準への適合性を確認し、総合的に検討したうえでDX事業企画部担当役員の承認を得て最終決定いたします。

【本フレームワークに対するJCRの評価】

ソニー銀行では、グリーンローンの実行について、担当部署が起案し、当該部署の担当役員が決裁に承認することにより決定している。各グリーンローンの資金用途の対象となるグリーンボンドは、ソニー銀行においてESG投資を所管している部署が適切に関与した上で選定される。したがって、本フレームワークで定めるプロジェクトの選定プロセスについて、経営陣や専門部署等が適切に関与しているとJCRは評価している。

グリーンローンに関する目標、選定基準及びプロセスについては、ソニー銀行のウェブサイト等により貸付人に対して説明される。

以上を踏まえ、貸付人に対する情報開示の透明性は確保されているとJCRは評価している。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本フレームワークに基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークに基づき調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、ソニー銀行の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されるほか、ウェブサイトにてフレームワークを開示することから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

グリーンローンで調達した資金は6ヶ月以内に適格クライテリアのいずれかを満たすグリーンボンドの取得資金もしくは当該資金のリファイナンスに充当いたします。

調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金同等物にて管理いたします。全額充当後においても、評価対象のローンが返済されるまでに資金使途の対象となるグリーンボンドを売却する、当該グリーンボンドの早期償還などにより、資金使途の対象から外れる場合、発生する未充当資金は適格クライテリアのいずれかを満たすグリーンボンドの取得資金もしくは当該資金のリファイナンスに充当いたします。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

グリーンローンによる調達資金は、早期に資金使途の対象となるグリーンボンドの取得に充当される。資金管理はDX事業企画部により専用のシートを用いて行われることが予定されている。追跡管理のプロセスにおいて、DX事業企画部の担当役員が関与することとなっており、担当部署における体制は適切である。

資金管理体制は内部監査及び会計監査の対象となっており、統制が働く仕組みが構築されている。本フレームワークで調達されるグリーンローンに関する書類はグリーンローンの返済まで保管されることとなっている。

未充当資金が充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて一時的に運用される。一度資金使途の対象であるグリーンボンドに充当したが、何らかの事情により当該グリーンボンドが資金使途の対象から外れ、未充当資金が発生する場合、ソニー銀行は速やかに適格クライテリアを満たすグリーンボンドに再充当することとしている旨、JCRは確認している。

以上より、JCR では、ソニー銀行の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での貸付人への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、ソニー銀行のレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、貸付人に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク

<資金充当状況レポーティング>

グリーンローンの残高が存在する限り、次の項目を年1回以上、当社ウェブサイトにて開示予定です。

- ・ 充当済金額
- ・ 未充当金額

<インパクト・レポーティング>

グリーンローンの残高が存在する限り、次の項目のうち資金使途の対象となるグリーンボンドに該当する項目を開示可能な範囲で年1回以上、当社ウェブサイトにて開示予定です。なお、レポーティングの情報は資金使途の対象となるグリーンボンドの発行体が開示しているインパクトレポーティングのリンクを示すことで代替することといたします。

グリーンビルディング	・ グリーンビルディングの認証取得数と認証レベル
再生可能エネルギー	・ 推定 CO ₂ 削減排出量 (t-CO ₂)
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	・ 植林面積 (ha)
持続可能な水資源及び排水管理	・ 水処理量
汚染防止及び抑制	・ マグネシウムリサイクル生産能力(t)

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況にかかるレポーティング

ソニー銀行は、本フレームワークにより調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイト上で開示する予定である。また、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、貸付人に対して報告することを予定している。

環境改善効果にかかるレポーティング

ソニー銀行は、グリーン適格事業の環境改善効果に関するレポーティングとして、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイト上で開示する予定である。資金使途の対象はグリーンボンドであることから、ソニー銀行はこれらレポーティング項目を当該グリーンボンドの発行体が開示している情報を引き合いにして開示することを想定している。開示が予定されている項目には、定量的指標が含まれており、環境改善効果が明確に示される。

以上より、JCR では、ソニー銀行によるレポーティング体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取組

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、ソニー銀行がサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、ソニーFGにおいてサステナビリティに関する問題に対処する会議体を有している点、サステナビリティ推進に向けた事業活動を展開している点について、高く評価している。

ソニー銀行は、個人のための資産運用銀行をコンセプトとして2001年4月に設立された。ソニー銀行としての企業理念にある「資産運用ツールを提供する」、「IT技術を最大限活用する」、「より有利な商品、よりよいサービスを提供する」を反映するような投資商品を提供している。

ソニー銀行では、ソニーFGで掲げている環境方針及びグループ共通のESG投資方針に則して責任ある機関投資家としての責務を果たし、持続可能な社会に貢献できるよう、取組を進めている。取組の一環としてのESG投融資には、2030年度までに2,500億円の残高目標（2023年3月期末時点実績：541億円）が定められている。グリーンローンにより調達した資金はグリーンボンドの取得資金及び取得資金のリファイナンスに充当されることとなっており、本フレームワークの活用により、ESG投融資残高の増加及び投資家に対する環境保全の取組の周知に貢献することが期待される。また、主たる事業に関連した取組として、省エネルギー性に優れた建物を対象とした住宅ローンを資金使途としたグリーンボンドを発行した実績も有する。

ソニー銀行では、経営企画部 広報・サステナビリティ推進室がサステナビリティの担当部署として設置されている。ソニーFGにおいてはソニーフィナンシャルグループの代表取締役社長 兼 CEOを委員長、執行役員をメンバーとするサステナビリティ委員会が設置されており、グループで取り組むべき事項について定期的に討議されている。ソニー銀行自体は外部の専門家の活用はないものの、必要に応じてソニーFGとの連携を通じて取組を推進していくこととしている。

ソニーフィナンシャル・グループ 環境方針⁹

理念

ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を通じてステークホルダーへの価値提供を図るとともに、持続可能な社会の実現に向けた「ソニーグループ環境ビジョン」を踏まえ、ソニーグループの一員として事業活動および商品・サービスのライフサイクルのあらゆる面で地球環境の保全に配慮して行動します。

指針

1. ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を行うために必要な資源・エネルギーについて、資源リサイクルや省エネルギー等を推進し、全就業者が高い意識をもって環境負荷の低減に努めます。
2. ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を行う上で適用を受ける環境保全に関する関連法規、およびその他の要求事項を遵守します。
3. ソニーフィナンシャルグループは、環境目的・目標を設定のうえ、環境保全活動を推進するとともに、継続的な改善を行います。
4. ソニーフィナンシャルグループは、全就業者に対し環境保全活動を周知することにより、業務と生活のさまざまな側面における環境に関する意識の向上を図ります。
5. ソニーフィナンシャルグループは、環境方針および環境保全への取り組みについて、広報活動を通じて社内外へ公表します。

以上より、JCR では、ソニー銀行がサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け事業活動を展開していると評価している。

⁹ 出典：ソニー銀行 ウェブサイト <https://sonybank.net/sustainability/environment.html>

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

Green 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンローン評価手法に基づき「グリーン性評価(資金使途)」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンローン・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・後藤 遥菜

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンローン・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンローン・フレームワーク評価は、グリーンローン・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンローン評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンローン・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンローン・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンローン評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンローン・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンローン・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンローン評価は、評価の対象であるグリーンローンにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンローン評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンローン・フレームワーク評価：グリーンローン・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンローン外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル